

西東京市立田無第三中学校 学校いじめ防止基本方針

令和 7 年 4 月

1 基本的な考え方

「いじめ」とは、ある生徒に対して一定の人的関係にある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことによって心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立った共感的な理解のもと行うものとする。本校では、いじめはどの学校でも起こりうるという認識に立ち、いじめの兆候や発生を早期に発見し、組織的に対応するために、「いじめ」に対する認識を全教職員で共有する。

- ・いじめ防止対策委員会を設置し、定期的に会議を行い、いじめの予防・防止に対する取り組みを各教科や特別活動等、全ての教育活動を通して実践する。
- ・教職員の人権感覚を高め、いじめの訴えや悩みを温かく受け止め、毅然とした対応をする。
- ・いじめ発生時には早期に適切な対応を行い、いじめられた生徒を全力で守りぬく。

2 未然防止のための取組**(1) 生徒への取組**

- ・生徒がいじめについて深く考え理解するために、道徳の授業、学級活動、生徒会等に主体的に取り組ませる。
- ・生徒が「いじめは人権侵害であり、絶対に許されるものではない」ということを自覚させるとともに、いじめを生まない、許さない学校づくりを実現する。

(2) 保護者・地域への取組

- ・保護者の方に生徒がいじめを行うことのないよう、家庭での話し合い等を通して、規範意識を養う指導や生徒をいじめから保護してもらうよう努める。
- ・地域住民の方に地域の行事や活動において生徒の様子を見守るよう協力を促す。いじめの情報を得た場合には、学校に速やかに連絡、相談するなど学校によるいじめの防止等の取り組みに協力してもらう。

(3) 関係機関との取組

- ・定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。
- ・いじめの情報を得た場合には、相互に速やかに連絡、相談するなど学校によるいじめの防止等の取り組みに協力してもらう。

3 早期発見のための取組

- ・全教職員が生徒の様子をよく観察し、生徒の小さな変化やサインを見逃すことのないよう日頃から丁寧に生徒理解に励む。
- ・学校生活に関するアンケートを適時に行い、生徒の悩みや人間関係を把握し、共に解決しようとする姿勢で対応する。
- ・生徒及び保護者、教職員が、いじめに関しての相談がしやすい体制をつくる。
- ・個人面談の機会を活用し、交友関係や悩みを把握する。家庭においていじめのサインを見付けたり、友人からの訴えを受け止めたりして、早期発見ができるように努める。
- ・学年通信や家庭連絡等で、担任と生徒・保護者が日頃から密に連絡を取り、信頼関係を構築する。
- ・様子に変化が見られる場合には、学年の教員や生活指導部間で情報を共有し、教員が積極的に働きかけを行い、生徒に安心感をもたせるとともに、問題の状況をよく確認し、早期解決を図る。

4 早期対応のための取組

(1) 初期対応の取組

いじめを発見した教職員は、即座にいじめを止めると共に、全ての教職員が対応を協議し、的確な役割分担をして問題の解決にあたる。いじめにかかわる関係者に適切な指導を行う。

- ・ 正確な実態把握をするために、学年教員でいじめにかかわる関係生徒、周囲の生徒からも情報収集し記録する。「いじめ防止対策委員会」を開き、関係教職員と情報を共有しいじめの全体像を正確に把握する。
- ・ 指導体制、方針決定をするために、指導のねらいを明確にするとともに、全ての教職員の共通理解を図る。対応する教職員の役割分担を検討する。生命又は身体の安全が脅かされるような重大な事案及び学校だけで解決が困難な事案は教育委員会、警察等へ連絡し連携を図り、毅然とした姿勢で対応する。

(2) 被害生徒への支援

- ・ 被害生徒の安全を最優先に考え、場所や時間等、配慮しながら対応を慎重に行う。生徒を保護し、身体的・精神的な被害についての的確に把握し、迅速に初期対応する。
- ・ 休み時間や登下校、清掃時間等も教師による見回りを行い、被害が拡大、継続しない体制を整える。
- ・ つらい思いなどを親身になって聞き安心感をもたせることと、「絶対に守る」ことを約束する。
- ・ いじめの原因や背景を突き止め、根本的な解決を図る。その際、必ず解決への希望をもたせるために、本人を励まし自信をもたせる声かけを行い、自尊感情を高めるよう配慮する。

(3) 加害生徒への指導

- ・ いじめは絶対に許されない行為であることを理解させ、いじめることをやめさせる。
- ・ いじめられている生徒がどれだけ傷つき、苦しい思いをしているかに気気付かせ、謝罪の気持ちをもたせる。
- ・ いじめてしまう気持ちなどを聞き、生徒の背景にも目を向け指導する。また、心の安定を図り、教師と信頼関係をつくる。

5 重大事態への対処

- ・ いじめにより生命、心身又は財産への重大な被害が生じた疑い又はいじめにより不登校を余儀なくされている疑いがあると判断した段階から対応を開始する。
- ・ いじめられた生徒の安全を第一に確保し、落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ・ 学校内で発生の事実を留めることなく、速やかに教育委員会又は市長に報告し、連携した対処を開始する。
- ・ 学校に派遣された関係機関や臨床心理士等と連携した対処を行う。
- ・ いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合については、田無警察署と連携した対処を行う。
- ・ 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施又は市条例第11条に規定する「西東京市教育委員会いじめ問題対策委員会」が行う調査について協力する。
- ・ 重大事案の調査結果についての、市条例第12条に規定する「西東京市いじめ問題調査委員会」が行う調査（再調査）について協力する。

6 組織的な対応の在り方

(1) 組織的な指導体制

いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が共通理解のもと協力体制を整えて対応することが重要である。「いじめ防止対策委員会」を設置し、委員会を中心として、全教職員で連携を図りながら学校全体でいじめ対策を行う。

- ・ 委員会は、いじめ（いじめの疑いを含む）の状況を把握したときに召集し、対応を協議する。いじめ行為の有無、対応方針について決定したことを教職員に周知徹底する。
- ・ 生命又は身体の安全が脅かされるような重大な事案が発生した場合には、速やかに監督官庁、警察等の関係機関へ報告する。管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に解決にあたる。

(2) 相談体制

- ・ 三者面談等による定期的な面談時に、いじめに関する相談内容を必ず取り入れるようにする。
- ・ 教育相談週間を設けるなど、担任やSCへの相談が気軽にできる体制作りを行う。

7 研修体制

職員会議や校内研修などで、いじめ問題の共通理解を図る。

- ・ 教職員に様々なスキルや指導方法を身に付けさせるなど、教職員の指導力やいじめの認知力を高めるための研修や、SCやソーシャルワーカー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究等を行う。
- ・ 初任者等の若い教職員に対しては、校内でのOJTが円滑に実施されるよう、具体的な取組を通じて、必要な知識・技能・態度などを意図的・継続的に指導し、いじめに対する対応の仕方が身につけられるよう配慮する。